

○財務省告示第三百十七号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十四年九月三日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年十月五日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額 最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の	
低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争
千 万 円				額 億 七 千 万 円 以 下	額 億 七 千 万 円 以 上	込 募 限 度 の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 入 決 定 の 価 格 競 争 入 札 発 行 一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非
			四 千 二 億 九 千 二 百 六 十 五 万 九 千 九 百 円		五 兆 三 千 九 百 四 十 三 億 八 千 九 百 九 十 四 万 九 千 九 百 九 十 四 円	当 て る 。	一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十一	発行価格	平成二十四年九月三日
十二	発行期限	額面金額百円につき九十九円九
十三	償還金額	額面金額百円につき九十九円九
十四	元金支払額	日本銀行
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十四年九月三日